







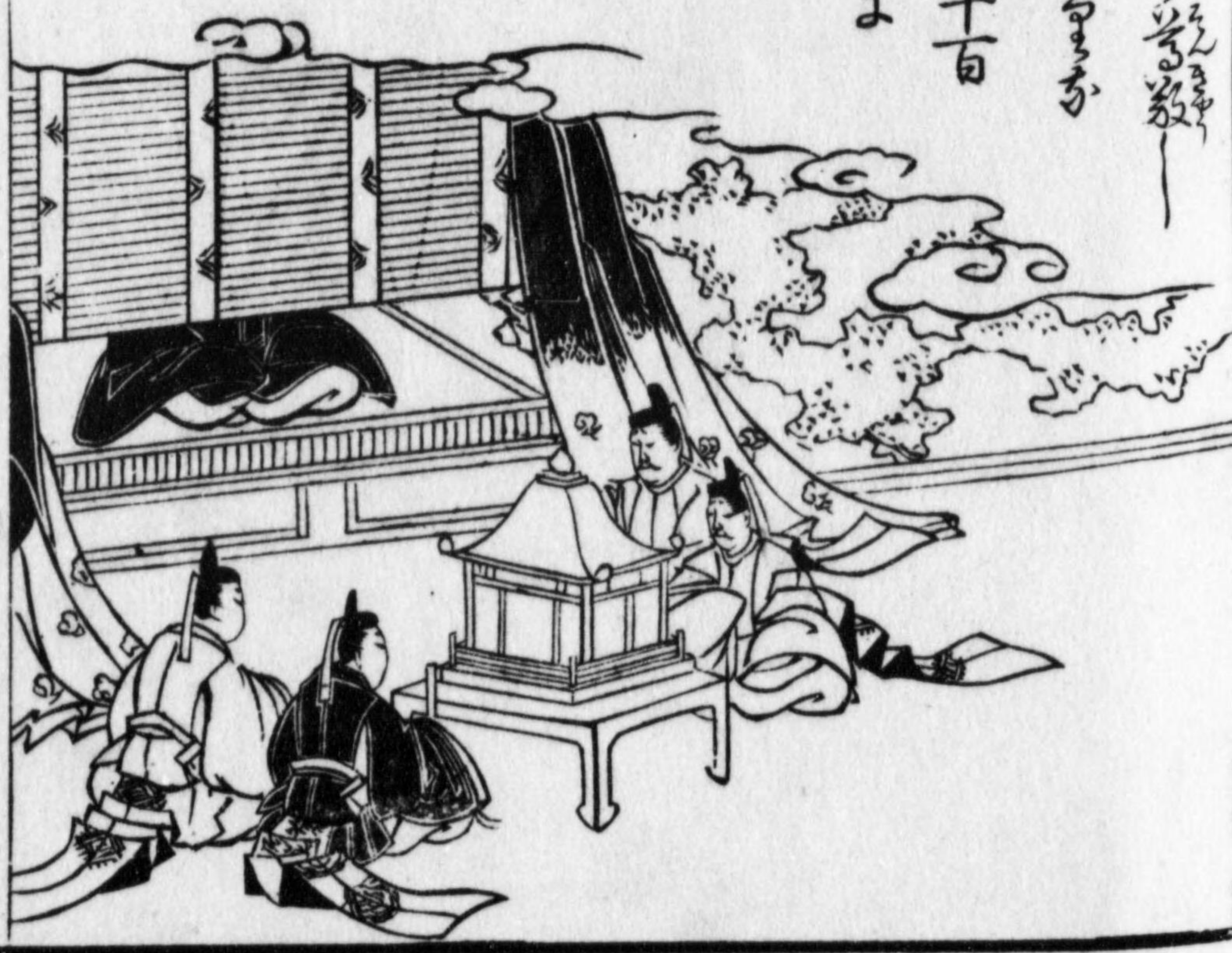






以とどかくやくせうしやうをさるそ山野路病く死人もとれ種生らる  
 どのまづごころありて木末の御末まりを學教れまことかまひあり  
 長者をさしめ又百人の長者一同は徳意の涙をさうし 信仰の思ひ肝録ぞ  
 一かくて長者三三の如來を法にまじり不則ち此舎蘇城の門のうに住立し  
 ぬり長者信仰のあまり感涙をもよぶしを親善の御許まじりて中より  
 々々三三の御形をうつし一なりて志きの勞恩を報にならん但我力  
 不いふでうかむひまらん取くい家志氣を急懸しぬとやけれればその時佛  
 長者の志氣を潸とぬひ神通第一の目連は仰せ付らまは法言城の圖  
 浮檀金をやりよせぬひ親向の三三の光形と親善の光形とをもつて圖浮檀  
 金をてらしぬひなきバ不思議なるのはほごね三三の佛体とありぬふぞ  
 又々々一列ちをさる信佛善光古の本きくまありかくて五百年の月  
 日をつけて來る満月にはほそめ小其時の百満圓の如き光をさししこれとす月

蓋長者が海身ありを明王如來を三三の教  
 言中よありて一香を燈明おこしたるま  
 しつくて百満圓即化等身月一千百  
 十二帝王九代とをさえし一あま  
 九代帝推明王よ如來善光  
 せぬふやうにまほ七の元は  
 満夜一ぬくまより大日如來の  
 前生を利をせんこの思ひ事  
 せば帝をさしめ后妃百友  
 および下下よひつらまはし  
 ころまをさしめものこそ  
 ありまはれ我まこと佛の如き





あれはちうろおよばば執使は二人の僧をさし保てをたすおくりなせ  
 王御船へ移御船津よりきりふ時八人皇三十四代敏達天皇の御宇  
 十三年壬申十月十三日未の刻あり大和玉山部形形山部の金刺の内  
 裏へぞ見えし手は推明天皇の御宇にさしげりと奏問を推明天皇の御宇  
 皇太后下と納不を評議せしめありし手は納不ありしと申せし  
 皇太后下と納不の大臣藤原宿禰等とてそ敷すし由をさすし奏問し  
 じまは詔をさすし小野田の御敷をあらためて出来さすしなりその後又  
 藤原大臣の宅よりつしなる志うるに唐宣の年よりつしなりその後又  
 やなつしし熱病をさすし手は郡臣評議の中し相討き評議大臣達奏問  
 じりしし手は美玉より渡せし佛像をさす敷のやむ玉の神祇ゆりをは  
 ぬふるる手はと奏ししれし御門家より奏あり聞しなりその後かな  
 しし手はこれよりつし手は評議の大臣下知をあらしし内務はの御物師を

めしつて勿体なくも佛  
 像を火中まかけ入七日  
 七夜吹立れきとも  
 佛像いさくもそと  
 ねぬも日光明りく  
 やくとせをかちまし  
 ける大臣もけい興さめせんうと  
 かく難波の堀にまをまて  
 育る程ふくまを一村天下  
 りし利形の手は棟家裏の板  
 とつしつり四才まをほひしまは  
 さ那から闇夜のこごとくあり中より





まる色の鬼あらわれ大なること  
 をあやうくふやふう三鬼の  
 影をうけつての本陣は  
 濁りぬまをうけふひし  
 りそのどが怪なるべそ其  
 むくひひうごうをうら  
 やと大よのうらまはより  
 猛火を吹りきりぬちま  
 敵こかりて九重敵舎を  
 官旗士の鎧まもたぬのけふ  
 事とあまきりかてぬぬまは幸  
 う卯の春も過く卯月のあうば飲  
 酒



天皇山崩御まし海をついで  
 幸洋志大長も又種の温病を  
 うけて七日七夜もくまなき  
 地獄のおをあらはし聖間  
 地獄まご入りまふるあいき  
 ありーそごまあり叔次の天子  
 をバ敏達天皇とちまする  
 かの大長死しては三年と  
 あたりて又敏達天皇  
 市不味あり上下万民  
 のあやうとあげらばと  
 いふてあまー世士を





めしとかんりくさせぬふ先帝の御代うつ〜ぬる佛像を〜あるひ  
 ぬひふ〜はつた〜まありと〜中門を〜め徳御大におさるさやうて  
 勅使を難波の堀江まつら〜ぬあてさあ〜 諸款その懺悔を〜  
 市迎ありてやうて内裏は清〜なり香を燈明さあ〜の供養を法  
 ぬひりり市門寺堀も平癒ま〜貴綫よろこびの心を〜佛の不  
 思議をぞあふさける愛は善許志大臣の子は弓削の大連吉屋大臣と悪  
 逆の長ありと〜ざりて妻岡〜〜はまは市門は逆信の言を信〜ぬひ  
 ぬるによりて紀伊和泉の轉物師を集め唐松大和掾の館をあら〜七七七  
 吹るまや〜も〜ぬいぬこれよりて大勢の難治をなめて茶と  
 鉄鑿よせせり七女の方うた〜むきとも盤〜とけ槌いされても〜ら  
 換〜ぬいば貴紳のとも〜らた〜忙我と〜物〜ものもあ〜り〜四七  
 げい力〜又もこの堀江は〜づめなる〜よ〜〜〜るま〜〜るま〜このむ〜ひ

や敏達天皇御所〜〜〜  
 つおみ聖徳太子のためは討せり  
 方子吉を合戦のす その後太子  
 本願をよ出す  
 堀江よみたらせぬひて茶と  
 一〜ま〜ら〜せぬひ〜  
 仰れれどもまらぬをあるとて  
 糸底よ〜づませぬふ愛は位の子  
 伊那那麻績の里は一人の七民  
 本多善光と〜ふものありむ吉梳  
 善の文役はあたり考よのりニテ  
 年のつとめまをよ申玉のをうら〜  
 又お〜て難波の堀江をよ〜らぶし

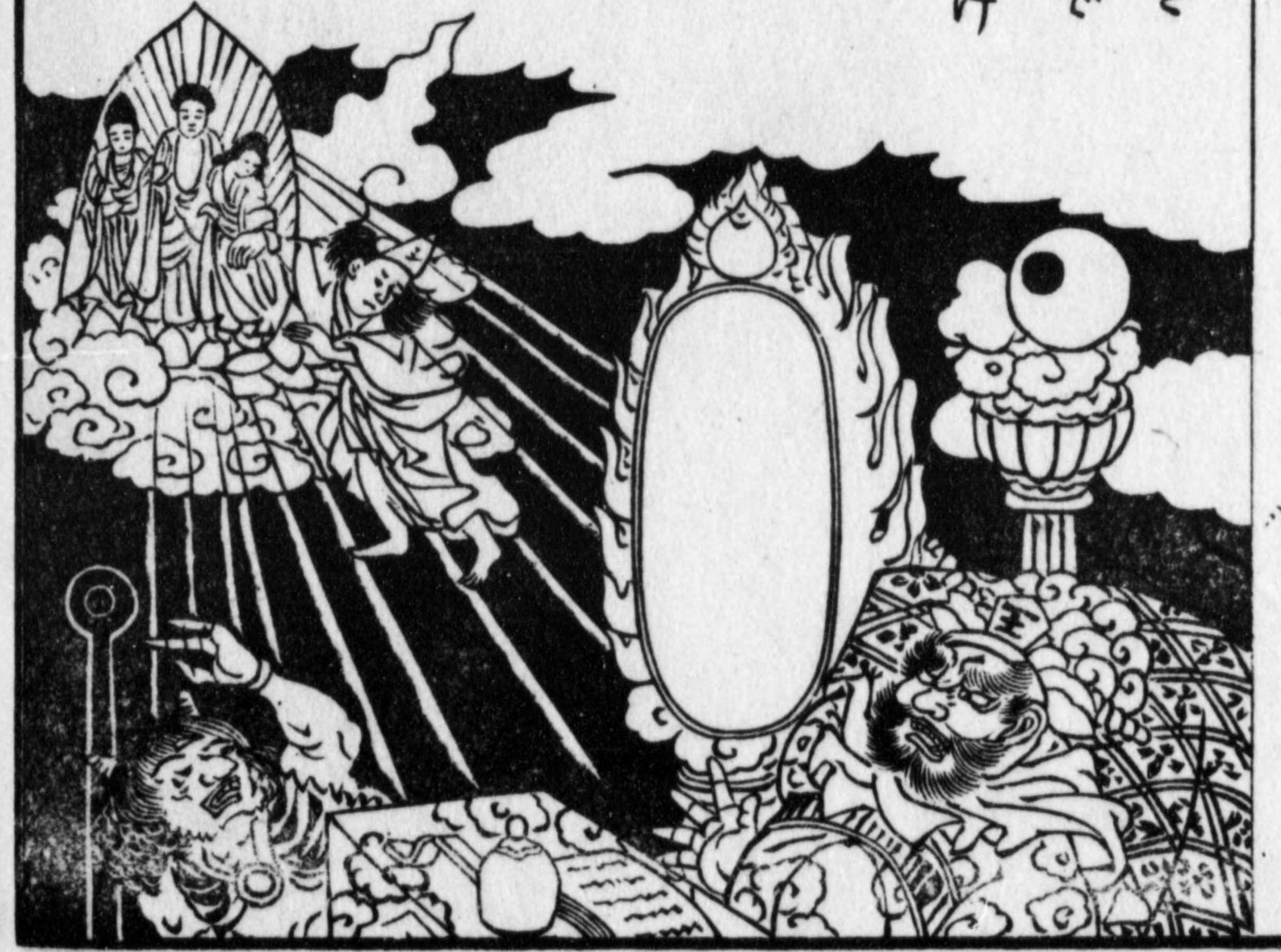




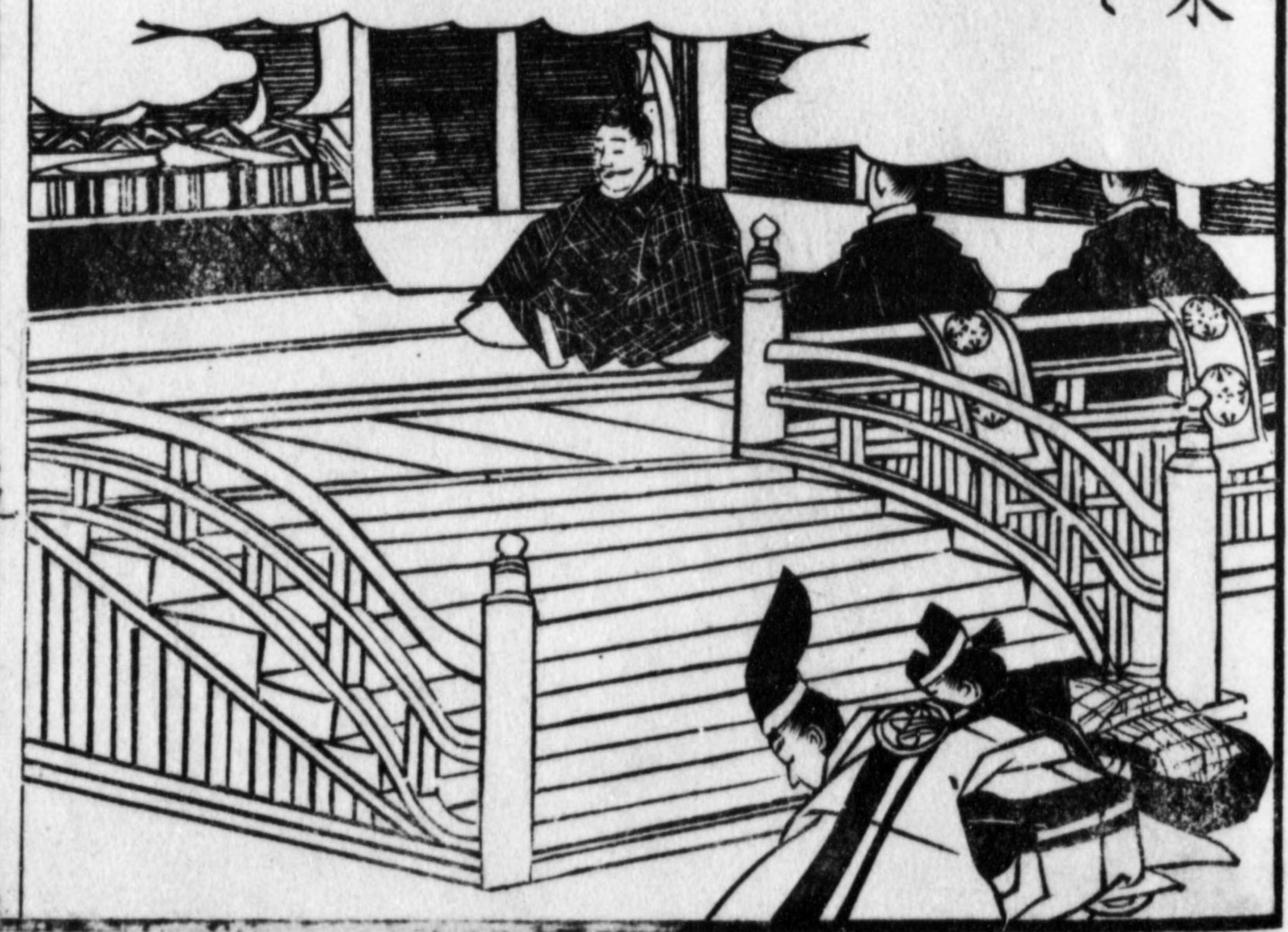




眉間より光をそそちぬひ香まつと  
 仰ふともり怒させぬふらふよまを  
 不斷光とありて佛よかやまけ  
 り不斷光の利益を告げ同光  
 壬卯のころ善光が嫡子善  
 佐いさくもつこりもあく  
 して福ふろぐやく息たつ終  
 りぬ父母あがそのあやうふ来  
 まむらひ非理のたうらこりけ  
 まばぬ来る吉の美園を告ぬ  
 ひ彼が追まをいそむむらよ  
 をお祝ま〜〜り吉ほと



善佐へ地獄に渡らるゝはまばぬ来  
 速速におもむら圖王よ命どて  
 善佐をぬ〜つまゆ女使へうらせ  
 ぬふらくて路まで日本のあるじ  
 皇極天皇の御時ま〜〜  
 死出の山路まで鞍乗の妻  
 追立るるに逃げなれり  
 天皇善佐を御説〜〜  
 一首の御詠を以てまこ  
 とつてをあ〜ぬふ御詠  
 出す 吉ほとに善佐の  
 善人よりて天皇へま言ま









本堂を所業内ヤとげ思き多々も 天皇親しく御園業をよせられ御  
 視覽あらせらまし〜の實は御親の御業をよせられ御  
 御〜御むべ〜殊に宮内省より重百円を如東寺に御寄附ありせ  
 らま〜の御業の御目録代業幸あり穴〜と

版權登錄

明治廿六年三月五日印刷  
 全 年 全月五日出版  
 版權所有

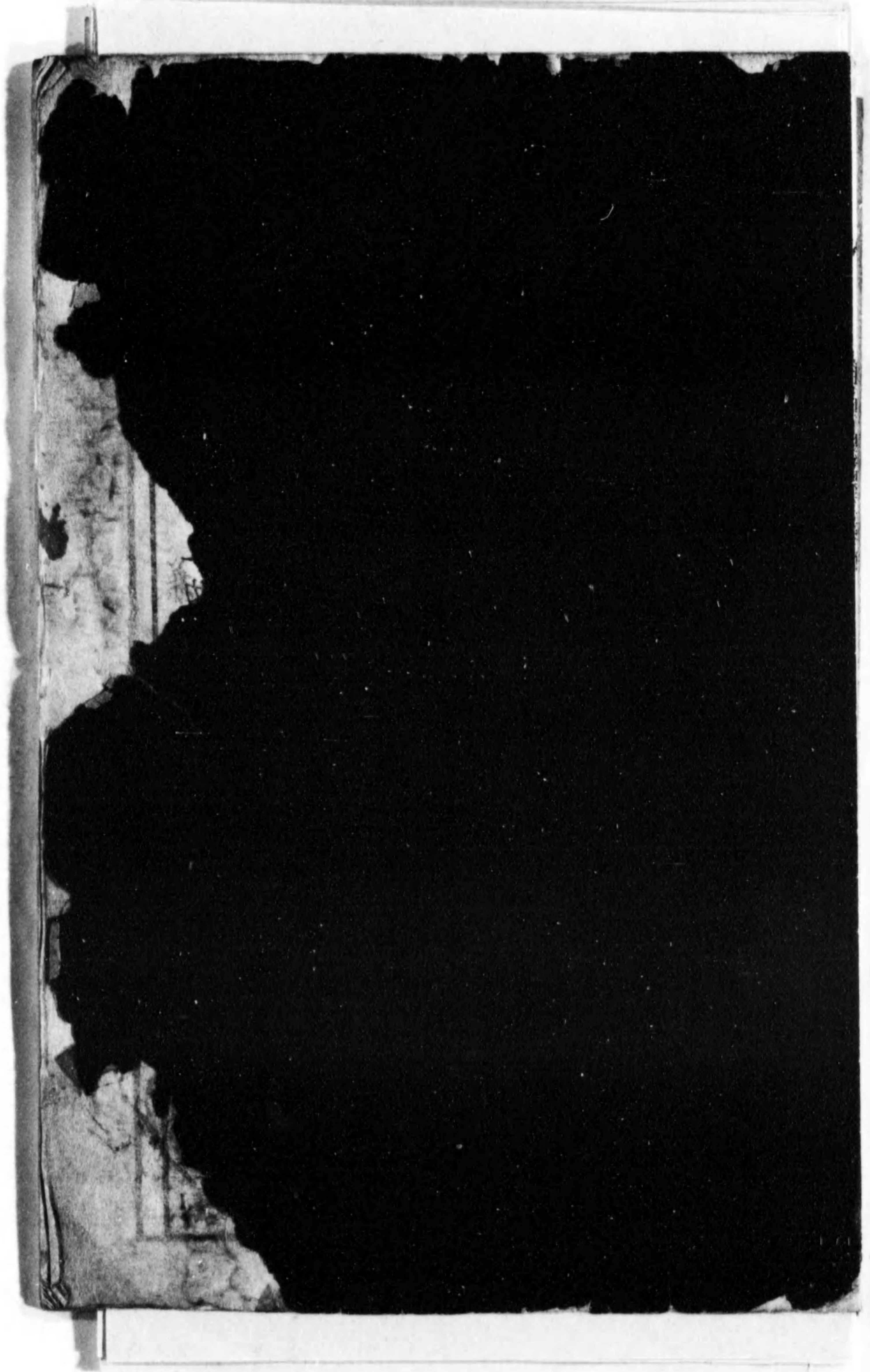
定價金五錢  
 長野縣上水内郡長野町  
 七百四十六番地  
 著作印刷 兼發行者 塚田友次郎



皇極帝之勅願  
 伽藍二重屋根  
 高廿十丈  
 表十五間  
 奥行廿九間三尺  
 柱百三十六本  
 四門之勅号  
 東 定額山善光寺  
 西 不捨山淨土寺  
 南 南命山無量壽寺  
 北 北空山雲上寺









特55

609

017105-000-8

特55-609

善光寺如来略縁起(信濃)

塚田 友次郎/著

M26.3

ABE-0390

